

令和4年度

雄武町行政執行方針



雄武町長 石井 友藏

令和4年第2回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と重点的な施策について申し述べます。

本年は、私にとりまして、町長としての任期の折り返しとなる3年目となります。町長に就任してから今日まで、町民の皆さまの負託のもと町政の推進に尽力してまいりましたが、この間、議員各位のお力添えにより町政運営が図られていることに対しまして、改めて心からお礼を申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内で初めて感染者が確認されてから2年余りが経過しました。この間、感染症との闘いの最前線に立ち、かけがえのない命を守るために、感染リスクと隣り合わせの中で、献身的な対応をいただいている医療現場や保健所の皆さまに対しまして、心から敬意を表します。また、町民の皆さんにおかれましても、生活環境の変化やさまざまな制約・制限を強いられる中で、感染拡大防止に協力をいただき感謝申し上げます。

しかしながら、感染症との闘いは今もなお続いており、感染力の強い変異株が発生するなど、収束が未だ見通せない状況の中、多くの皆さまが、日々の生活や将来に対し不安を抱かれていることと思いますので、それらの不安を払拭するためにも、町民の生命と暮らしを守るという町長に課せられた使命を改めて心に刻み、引き続き感染症への対応に万全を期してまいります。特に感染症対策として効果も実証され有効とされております、新型コロナワクチンにつきましては、追加接種についても迅速かつ円滑に行うよう、医療機関とも綿密に連携し、必要な体制を整備した中で実施しているところであります。

また、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症への対策に関しましては、補正予算を適宜計上し、緊急かつ集中的に取り組を進めてきたところでありますが、本年度におきましても、国や北海道の動向を注視しながら、令和3年度の繰越明許費予算および新年度予算により、町民や事業者の皆さまが安心して暮らせるよう、躊躇なく各種対策を講じてまいります。

コロナ禍によって、私たちの暮らしや働き方は大きく変容してきております。特に昨年9月に国がデジタル庁を発足させるなど、デジタル化の波は加速度的に進んでおり、まちの持つ価値をも大きく変える可能性を生み出し、人々の関心は、過密状態の大都市

圏から一定の機能を備えた地方都市に向けられつつあると言われております。

本町におきましても、この機を逃さずにまちの魅力度を生かしながら、関係人口の増加や将来的な移住につながる地域おこし協力隊の積極的な活用を図るほか、安全・安心な旅行スタイルによる交流人口の拡大や地場産業の振興、生産性の向上などに向け、各種施策を効果的に実施してまいります。また、岸田内閣が掲げる成長と分配の好循環による「新しい資本主義」につきましても、情報収集に留意し、対応が遅れることのないように、機動的に対処してまいります。

令和4年におきましては、職員に対し「挑戦」、「原点回帰」、「町民との協働」という3つの視点に立って、日々の業務や町政運営にあたっていくように指示をしたところがあります。“挑戦なくして成功なし”、“公務員としての原点に立ち返る”、“町民と行政の真の「協働」の実現”ということを強く意識し、また、公務災害事案の発生を受けての職場環境の改善なども進めて、『雄武町役場は変わった』と言われるように努めてまいります。

そして、本町の行政運営にあたりましては、ご承知のとおり町の最上位の計画であります雄武町総合計画にもとづいて進めておりますので、長期的な展望のもと、財源の裏付けを伴った計画行政を効果的・効率的に推進し、『「地域産業」、「医療・福祉」、「教育」、「観光」、「町民と真の協働」、「人口減少対策」によるまちづくり』という、私が掲げましたスローガンを実現するための6つの重要施策に精力的に取り組んでまいります。

以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策について、ご説明申し上げます。

1 連帯感を高める協働のまち

●町民主体のまちづくりの推進

社会環境の変化や社会の成熟化に伴い、地域の課題や町民ニーズは、複雑化・多様化してきていることから、町民と行政が共に考え、共に創るまちづくりを進めながら、地域特性を活かした行政運営を図っていくことが求められております。

町民主体のまちづくりを推進するためには、自助・共助・公助という補完性の原則を基本にしつつ、町民一人ひとりが創意と工夫に満ちた活動を推進しながら、積極的に行政運営に参画し、協働してまちづくりを進めていくことが重要であります。

本年度は、令和5年度からスタートする第6期雄武町総合計画の後期基本計画を策定することとなりますので、令和3年度に実施した「まちづくりアンケート」における町民の意見やニーズを的確に把握するとともに、総合計画策定審議会においては、委員の一部を町民から公募するなど、町民と行政の協働によるまちづくりのための協議を実施しながら、町民の意見を反映した計画を策定してまいります。

また、まちの将来像として定めた「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」に向かって、これからの雄武を生きる町民一人ひとりが、町の将来に夢を抱き、新しい種を蒔き、大きく育てあげるまちづくりを目指してまいります。

現在、行政情報の発信にあたっては、町広報紙、町公式ホームページ、地上デジタル

放送のデータ放送、そして、SNSなどの活用を図っているところではありますが、中でも特に毎月発行の広報紙については、情報伝達手段としての重要な役割を果たしていることから、さらなる紙面充実に継続して努めてまいります。また、さまざまなコンテンツによる情報提供が可能な町公式ホームページについては、本年度から「見やすさ・検索のしやすさ・SNSとの連動」といった観点から全面的にリニューアルを行うところであり、デジタル社会における情報提供機能としてのさらなる充実・活用を図ってまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書や決算書の作成配布を継続するほか、情報量が多大となる総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略、財政計画をはじめ、事務事業評価や施策評価などの行政評価調書などについては、電子媒体の有利性を活かし、町公式ホームページにおいて継続して公表するなど、町民との情報共有を図り、町民の声を的確に行政運営に反映してまいります。

自治会は、町民が主体的にまちづくりに参画するための基盤として重要な役割を担っておりますが、単身世帯の増加や価値観の多様化などにより、未加入者が増えてきております。加えて、今後、感染症の流行と常に隣り合わせの状況が続くものと見込まれる中で、いかにして地域コミュニティの維持向上を図っていくかが大きな課題となっております。

こうした課題の解決に向けて、各自治会における主体的な活動を促進するための支援策として、本年4月から自治会運営補助制度を拡充し、町民協働によるまちづくりを推進してまいります。

●多様な交流の促進

交通や情報通信など、交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人や物、情報などの交流が活発になってきております。

特に、他の自治体との交流は、相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことが期待できるとともに、交流が深まることによって想定外の効果を得ることも多く、まちづくりの大きな契機になることもあるため、それぞれの特性を活かした地域間交流を推進する必要があります。

このため、佐賀県武雄市や栃木県益子町との交流については、令和2年度と3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の縮小を余儀なくされたところではありますが、民間団体における交流事業にも支援をしながら引き続き実施するとともに、札幌・東京雄武会とのふるさと交流についても、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、実施してまいります。

また、国際交流については、子どもたちのグローバルな人材育成を図るうえで、最も有効な施策であることから、調査検討を進めるとともに、地域の産業にとって欠かすことのできない貴重な人材である外国人技能実習生と相互理解を深め、共生していくことを目的に交流会を実施してまいります。

「お試し暮らし住宅」については、新たな交流の創出とともに、交流人口の拡大や町の活性化にも期待できることから、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、開設してまいります。

●効果的・効率的な行政経営

総合計画をPDCAサイクルにより進行管理をしながら、目指す将来像に向かって政策を着実に推進していくとともに、行政評価制度については、総合計画、財政計画、予算編成と連動させたうえで、施策・事務事業における評価指標にもとづく検証を行い、継続的な改善を進める仕組みを確立してまいります。

財政については、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く状況の中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用して、切れ目のない対策や地域経済の活性化を図ってまいります。

また、財政健全化法にもとづく財政健全化判断比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中長期的な展望に立って健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

ふるさと応援寄附金については、返礼品の提供事業者の協力やインターネット寄附サイトの拡充などにより、堅調に伸びてきており、ふるさと納税の制度を活用して、本町を応援していただいた皆さまには、深く感謝を申し上げます。

ふるさと応援事業については、町のPRや地場産品のPRによる活性化や経済効果のほかにも、交流人口や関係人口の拡大、さらには、財政面でも非常に大きな効果があることから、今後も返礼品の企画開発をはじめ、本町の地場産品を最大限に活用して、本町の魅力を発信するなど、積極的な事業展開により、自主財源の確保に取り組んでまいります。

町税については、町財政の根幹をなすものであり、地方税法や町条例などにもとづき適正な課税を行うとともに、納税者の利便性向上のために納税しやすい環境づくりを進め、納期内納付の促進に努めてまいります。

また、滞納の解消のため、法にもとづいた滞納処分などを実施するなど、実態に応じて適時適切な収納対策を進めてまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請などへの対応を目的として、これまでごみ処理やし尿処理など、さまざまな分野で広く活用を進め、一定の成果を上げてきております。今後も人口減少や少子高齢化により資源が限られる中、行政コストが増大する一方で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供することから、積極的に広域連携を推進してまいります。

また、雄武町統計調査員の協力を得ながら、各種統計調査を適切に実施し、最新の調査結果から得られたデータにもとづき、各種施策の見直しや推進を図ってまいります。

2 躍動感あふれる産業のまち

●農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形

成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしにおいて大切な役割を担っております。しかしながら、近年、農村地域では、農業者の高齢化や担い手不足により、離農者の増加といった大変厳しい状況が続いております。

こうした課題に対応し、農業の持続可能性を確保して、次世代に確実に引き継いでいくためには、担い手の育成・確保と生産基盤の強化が何よりも重要となります。

このため、国においては農業者の減少、高齢化による生産基盤の脆弱化の問題解決、また、世界的にSDGsや環境への対応が重視されるようになったことを踏まえ、農業の生産力の向上と持続可能性の両方を実現するために「みどりの食料システム戦略」を策定しております。

このような状況の中、本町の農業が地域の基幹産業として安定的な発展を築いていくためには、利用拡大を図る農地などの基盤整備はもとより、新規就農者や担い手の育成・確保、労働負担の軽減、収益力・生産基盤の強化などの施策に取り組み、持続可能な力強い農業の実現に努めていく必要があります。

土地基盤の整備については、平成28年度に国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区が着工してから5年が経過し、^{ほじょう}圃場の大区画化や農地の集約化が進められ、地域の収益性の向上や安定した農業経営の確立、耕作放棄地の解消や発生防止が図られておりますので、引き続き事業を推進していくとともに、雄武丘陵地区の受益地外となっている雄武南部地域の早期着工を実現するべく農家や関係機関と協議を進めながら、地域の営農における将来の展開方向を明らかにし、魅力あふれる豊かでゆとりある地域農業を目指し、事業採択に向けた取組を進めてまいります。

公共牧場の草地整備を実施する道営草地畜産基盤整備事業（幌内第2地区）および営農飲雑用水施設を整備する道営水利施設など保全高度化事業（音稲府地区）については、本年度に事業採択がされる予定となっておりますので、受益者や関係機関と協力のうえ、事業を着実に推進するべく取組を進めてまいります。

また、令和3年度から北海道農業公社が事業主体となって実施している畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）第2雄武地区については、本年度以降も、引き続き排水不良地の改善や既存草地の計画的な基盤整備を実施し、粗飼料の自給率や品質の向上、生産コストの低減などを図りながら、安定した農業経営基盤の構築を目指し、酪農経営の体質強化に取り組んでまいります。

次世代を担う農業者の育成・確保については、令和3年度から研修牧場（株）Farm to-mo）が稼働しており、北オホーツク農業担い手対策協議会や関係機関などと連携のうえ、新規就農者の誘致や担い手確保・後継者育成対策に取り組んでまいります。

人口減少社会における農山漁村の活性化を図ることを目的とした、日本型直接支払制度である中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金のほか、環境に配慮した生産を後押しする環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組に対しても、継続して支援してまいります。

本町が抱える家畜ふん尿処理の課題については、系統接続の問題など解決しなければならない課題がありますが、バイオガスプラントの導入に向けて、整備に参加を予定している酪農家や北オホーツク農業協同組合などの関係機関と連携のうえ、引き続き検討を進めてまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、我が国の食料自給率の向上に貢献し、安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう、地域農業者や関係団体と連携を深め、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

●林業の振興

森林は、国土の保全や水源の涵養^{かんよう}、生活環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などの多面的機能を有しており、町民が将来にわたって森林の恩恵を享受するためには、本町の豊かな森林をしっかりと守り育て、将来に引き継ぐ必要があります。

本町の有する豊かな森林の多くは、これまでの先人の努力によって、戦後に造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっております。

このような中、本町の民有林については、伐採跡地などの確実な植林を目的として行う豊かな森づくり推進事業など、国や北海道の制度を有効に活用するとともに、森林所有者が適切に行う間伐や下刈の森林施業を支援する森林整備推進事業、私有林の森林認証拡大を図るための認証林を育む森づくり促進事業など、町独自の取組も進め、森林所有者の負担軽減を図りながら、森林整備の推進を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画にもとづき、造林や間伐などの森林施業を計画的に実施するため、国の補助事業を有効に活用し、土砂災害の防止や環境保全、水源の涵養^{かんよう}といった森林が持つ公益的機能の維持増進を図ってまいります。

有害鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止計画にもとづく効果的な捕獲を実施するため、関係団体で構成する鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止の取組を強化してまいります。

森林環境譲与税を財源とする町独自の森林環境譲与税活用事業については、これまでに既設作業路の簡易的な補修などに対し交付金を交付する林業用路網管理事業や植栽地の被害など調査を支援する植栽地事後管理事業、林業従事者の負担を軽減し雇用の定着を図る林業機器購入費用助成事業などを進めてまいりましたが、林業関係者の経営基盤の安定、担い手の確保や人材育成を図るため、本年度においても事業費を増額し、さらに取組みを加速してまいります。

本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいけるよう、森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

●水産業の振興

漁業は、地域経済への波及効果も大きく、経済基盤を支える役割を担っている中、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減退から回復基調に転じたことなどに伴い、水産物の魚価は総じて上昇し、本町においては、主要魚種の漁獲量の増加と相まって、史上最高となる生産額を記録したところであります。

昨年の漁獲状況においては、ホタテ貝は一昨年に引き続き2万トンを超え、資源量の減少が深刻化する毛ガニも計画量を順調に達成したほか、サケは、ここ数年の漁獲量の減少

が続いた状況から一気に好転し、過去最高となる漁獲量を記録したところであります。

こうした状況の中、さらなる安定した漁業の確立を目指すため、引き続きつくり育てる漁業を基軸に水産業の振興に取り組む必要があり、振興策としては、ホタテ漁業の増産体制を構築させ、安定した漁業として確立するため、ホタテ漁場の貝殻散布事業や有害生物駆除対策事業による底質改善やヒトデなどの外敵駆除に対し支援してまいります。

また、海外需要の高いナマコの資源増加に向けた調査の支援を継続するほか、毛ガニ資源の減少に歯止めをかけるための増養殖試験やサケ・マスの回帰性の向上を図るための調査に対し新たに支援し、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実に努めてまいります。

生産と流通の拠点として水産業の活性化を支える漁港については、国や北海道の事業として、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港の整備が進められておりますが、地元の要望に配慮した整備が図られるよう、引き続き関係機関と連携しながら、漁港整備に努めてまいります。

また、漁業経営の円滑化を図るため、漁業近代化資金による設備投資に対する借入資金の利子補給措置についても、引き続き支援してまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、雇用および地域経済の活性化に大きく寄与しておりますが、町外からの原料移入などをはじめとした加工コストの増大から、経営が厳しい状況にあります。

とりわけ、ホタテのウロ処理などの水産廃棄物処理に対するコスト高が大きな負担となっていることから、水産廃棄物処理料の負担軽減対策に加え、令和3年度に実施しました水産廃棄物処理プラント更新に係る借入資金の利子に対する支援を行うことにより、経営基盤の早期安定化を推進してまいります。

水産加工業界については、コロナ禍に伴う外国人材の不足などにより、引き続き厳しい状況にありますが、衛生管理の高度化や鮮度・品質の向上が図られ、「食の安全・安心」と「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、早期に経営の安定化が図られることを期待しているところであります。

●商工業の振興

日本経済は、新型コロナワクチンの接種が進み、徐々に人流が戻る中、回復の兆しが見えておりましたが、オミクロン株の流行により、再び経済情勢の先行きが不透明な事態となりました。

コロナ禍における新たな生活様式が進み、消費者の消費行動も大きく変容する中、ウィズコロナを見据えた経済活動への対応が求められております。今後も新たな変異株の出現、流行など社会経済の下振れにより、地域経済に波及する懸念があり、本町の商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

こうした現状に対応するため、雄武町商工会と連携し、地域経済への影響を最小限に抑えるための支援策について随時検討を行ってまいります。また、引き続き町内中小企業などに対する施設など整備への補助や特産品開発などへの支援、融資のあっせん制度による利子および保証料の補給など、中小企業などの振興事業を継続し、経営安定化に

向けた取組みを進めてまいります。

経営者の高齢化や後継者不足などにより、事業所や商店が減少している中で、令和元年度から新規創業者に対する支援を開始したところでありますが、令和3年度までの3年間で6件の新規創業に至っており、引き続き町民や町外者の創業を積極的に促進し、空き店舗の解消、新たな産業や雇用の創出、経済の活性化を図ってまいります。

また、買い物支援対策として実施している地域の拠点（小さな拠点）における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業（ひので丸）を引き続き推進するとともに、地元での購買促進を目的とした商工会発行のプレミアム商品券のプレミアム率分を補助する商業活性化推進事業、さらには、賑わいの場の創出やチャレンジショップを開催するなど、幅広い事業展開を目的とした空き店舗活用事業の事業主体となっている商工会との連携をさらに深め、積極的な取組みを進めて地域経済の振興に努めてまいります

●観光の振興

観光を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症により大きく変わってきており、地域活性化を目的に受入体制の整備が進んでいた訪日外国人旅行者も防疫のため入国が制限されるなど、国が推進していた観光立国政策も大きく足踏みをする事態となっております。日本人観光客については、国や北海道などの各種観光支援事業により回復が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなうまん延防止など重点措置や緊急事態宣言の適用などにより、一進一退の動きを繰り返すなど、観光産業にとっては厳しい状況が続いております。

このような状況ではあるものの、本町にはオホーツク海や北見山地から広がる山林などの雄大な自然、観光客の疲れを癒す温泉、さらには、新鮮で美味しい食材など、多くの観光資源があることから、これらを活かして本町の観光の魅力を効果的に発信するほか、「雄武町観光マスタープラン」に位置付けられた実現戦略を着実に実行するとともに、日の出岬エリアを核とした体験・滞在型観光を実現し、交流人口の増加を図るため、雄武町観光協会を中心に、各関係団体などとの連携を深め、観光振興の充実に努めてまいります。

町民の皆さんの健康増進や雄武町の観光振興に大いに寄与しているオホーツク温泉ホテル日の出岬については、開業から23年が経過し、老朽化による建物や設備の劣化が散見されることから、施設の修繕やリニューアルを計画的に進め、これからも利用者から親しまれ、愛されるホテルとして活用できるように整備を図ってまいります。また、ホテル日の出岬の指定管理者である雄武町観光開発株式会社と連携し、コロナ禍でも安全で安心して利用できる施設となり、町民福祉の向上やさらなる観光客の誘引を図るための施策を検討してまいります。

北海道内を中心として多くの地域から観光客が集まるイベントであります「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」については、新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しながら、本町の魅力を発信・体感できる観光事業として積極的に展開するほか、コロナ禍後を見据えた観光振興の人づくり、仕組みづくり、イベントづくりなどを進めてまいります。

さらに国の地域おこし協力隊制度を活用した観光支援員を継続して配置するととも

に、町内外への観光PRや情報発信などのさらなる充実を図るため、観光協会と連携しながら町内の観光資源を活用した体験プランの開発やモニターツアーの実施のほか、公認キャラクター「いくらすじ子」やSNSを活用したPR活動を通じて雄武町の知名度向上や観光客数の増加につながる取組みを実施してまいります。

3 安心感の持てる福祉のまち

◎保健・医療の充実

新型コロナウイルス感染症は、2年を経過した現在も、新規変異株の出現・置き換わりを繰り返し国内外で感染拡大しており、依然として私たちの生活に影響をもたらしております。

新型コロナウイルス感染症に対しては、国・北海道においてさまざまな対策を打ち出し、これに歩を合わせてきたところでもあります。本町の取組についても、感染を予防するためのワクチンの追加接種などの場を確実に設けること、また、感染拡大防止の観点からは、検査費助成などにより感染者の早期発見を継続していきませんが、この感染症は、すでに誰が感染しても不思議ではない段階にあることを踏まえると、自宅療養などを行う人への支援なども重要となることから、メンタルヘルスケアと合わせて対策に取り組んでまいります。

しかしながら、一番重要なことは、個々が基本的な感染対策を徹底することに変わりがありません。感染症への予防対策が定着化してきたところではありますが、さらなる定着を目指し、常に工夫をしながら呼びかけるための周知・啓発活動を基本として、そのうえで各種事業を展開することが求められております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、これまでも度々定期通院を控えることや集団健診などの機会が失われることもあり、大きな影響を受けてきたことも事実であります。

この感染症の発生は、見方を変えると感染予防対策を意識することにより、健康意識の向上につながったという側面を有しております。疾病からの予防対策、早期発見、早期治療の合言葉を若年層から浸透させていくことが必要であり、受診勧奨の工夫や健康診断の受けやすい環境づくりの継続に注力してまいります。こうしたことが、生活習慣の見直しなどによる未病や重症化の予防につながり、健康相談や栄養相談を伴う保健の意義を果たすこととなります。どのような環境下でも、健康が維持できるようウィズコロナの考えのもと最大限努めてまいります。

「雄武町母子健康包括支援センター『ぶちさぼ』」は、町内での認知度が増してきており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指した総合窓口として役割を果たし、今後も地域の関係機関などと連携しながら子育てを応援してまいります。

不妊相談や一般不妊検査・治療費に加えて通院にかかる費用の一部を助成する「妊活応援事業」、妊産婦健診などに要する費用助成、町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額などの助成を行う「安心出産支援事業」により、妊娠から出産の支

援を継続してまいります。

さらに産後ケア事業は、助産師による専門的ケアや相談が受けられる機会として好評を得ており、安心して子育てできる環境づくりの一つとして重要な役割を担っております。

町外の総合病院などへ通院する際の支援方策については、実態を把握するための地域公共交通などに関するアンケート調査結果にもとづく分析を行い、調査・研究を継続し、検討を進めてまいります。

「雄武町のち支える計画」にもとづく事業については、初年度である令和3年度は役場内部での意識統一を主眼としてきたところであり、計画の2年目となる本年度は、徐々に関係機関・団体などからの理解と協力をいただきながら計画内容の浸透を図り、将来的には全町で協働し、住みやすいまちづくりを構築できるよう取り組んでまいります。

医療給付事業については、重度心身障害者、ひとり親家庭および乳幼児などの医療費助成を継続してまいります。また、町独自の取組であります子ども医療費助成事業においては、引き続き高校生までの子どもの医療費を助成することで、健やかな成長と子育て世代の経済的な負担軽減を支援してまいります。

国保病院事業については、常勤医師2名と医療法人からの派遣医師のほか、小児科および耳鼻咽喉科外来の診療については、旭川医科大学の支援を受け、医療サービスの提供を行っているところでありますが、地域医療を取り巻く環境には、依然として多くの課題が山積しております。

その中でも特に顕著なのが、人口減少と高齢化の進行であります。現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響から停滞している、団塊の世代が75歳に到達する2025年を見据えた地域医療構想実現のための公立・公的医療機関の再編統合問題への動きも、今後は活発化が予想されますので、将来的な人口推移を見据えた中で国保病院が今後どうあるべきかについて、町民の意見やニーズの把握に努めながら検討を進めてまいります。

病院があることは、町民が住み慣れた地域で安心して暮らせることにつながります。国保病院を地域にとって「なくてはならない病院」として存続させていくためには、基準に応じた医療提供体制の確保が重要となることから、これまで国内における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ実施を見合わせてきた都市部の医師に雄武町の良さや医療の現状を知っていただくためのツアーを実施し、将来にもつながり得る医師確保に向けた取組を進めるとともに、施設維持や診療材料購入など、各種経費の縮減に向けた取組も引き続き進め、院内での感染防止対策にも万全を期しながら、安心かつ信頼性の高い医療サービスの提供を目指してまいります。

介護老人保健施設については、介護職員の慢性的な不足など、依然として厳しい運営状況にあります。地域包括ケアシステムにおける施設の役割は重要であることから、基準に応じた適正な人員確保に努めるとともに、関係機関との連携により、サービスを必要としている町民などの情報を積極的に収集し、安定的な入所者数の確保に視点をおきつつ、入所者やその家族に安心を与えられる施設として介護サービスの向上に努めてまいります。

広域紋別病院については、二次医療・二次救急に対応する病院として、医療連携体制が構築されているところであり、新型コロナウイルス感染症対策においても西紋別圏域唯一の感染症指定病院として大きな役割を担っているところであります。また、地域医

療圏域においても大きな役割を担う医療機関であることから、引き続き医療連携の強化に努めながら、地域の基幹医療病院として質の高い医療の安全・確実な提供について要請してまいります。

●高齢者支援の充実

現在、本町においても健康な人の長寿命化が進み、これは大変喜ばしいことであります。高齢者がいつまでも健康で、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができ、また、体力の維持と認知症予防となるよう、保健事業や介護予防の充実を図ってまいります。

本町の高齢者福祉施策は、総合計画および高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にもとづき進めており、日常生活を支える各種サービスにより支援を継続しながら高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりを目指すとともに、安心して暮らせる環境づくりや高齢者の居住系施設などの整備について、引き続き調査研究を進めるとともに、令和3年度に実施した地域公共交通などに関するアンケート調査結果をもとに、既存事業である交通費助成制度の見直し、さらには、将来に向けた交通支援対策を協議してまいります。

●子育て支援の充実

子育て支援などについては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に沿って各種事業を進めることとしており、将来にわたり子どもの笑顔を絶やさないための子ども目線に立った取組を進めてまいります。

本町の将来を担う子どもたちの健やかな成長は保護者のみならず、町民全体の願いであり、地域全体で子育て環境充実を図ることが必要であります。特に幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、生活や環境を通して創造的な思考や豊かな情操を育み、健康な体と望ましい習慣や情操を養うことが求められております。これに見合った保育を目指し、専門的な研修会などへ積極的に参加し、職員の資質向上を目指してまいります。

乳幼児期における保育、教育および子育て支援を総合的に提供している保育所では、在宅育児支援を目的とした一時預かり保育や発達支援など多様な保育ニーズに対応しており、特に近年利用の多い一時預かりにおける乳児受入れに有効な沐浴設備を増設し、衛生対策をより強化してまいります。

また、保育所内に併設されている子育て支援センターでは、乳幼児を持つ親同士が自由に集い、交流を深め、育児不安や孤独感を軽減する場として重要な役割を果たしており、今後においても子育てに関する情報を広く発信し、相談支援の充実や専門機関との連携強化を図ってまいります。

児童センターにおいては、就学児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを目的とした放課後児童クラブ事業と年間を通じて季節に応じた各種行事を開催しており、関係機関・団体、ボランティアの皆さんと協力しながら地域全体で連携し、子どもたちの健全育成に努めてまいります。

「雄武町子ども家庭総合支援拠点」については、本年度中に新設することを目指し、「雄武町母子健康包括支援センター『ぷちさぽ』」と両輪となり、子ども・子育て全般の支援として、相談窓口の充実や各機関などとの連携に力を入れ、各種支援対策の充実に取り組んでまいります。

●社会福祉の充実

地域は社会で支えることが重要となった現代において、いざというときに助け合い、誰もが安心して暮らせるまちを築いていくためには、障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域共生社会の実現が必要であります。今後も、地域住民や社会福祉関係者が協力し合い、町民が福祉について学び、参画する機会の拡充に努めてまいります。

障がい者支援については、障がいのある人が住み慣れた地域の中で区別なく、共にいきいきと生活していくことができるよう、地域全体で障がい者の自立支援を進めていく必要があります。本町においても、令和3年度から3年間を計画期間とした第7次雄武町障がい者計画にもとづき、共に支え合い自立と社会参加を実現できるよう障がい者施策を展開してまいります。

障がいや発達に気がかりのある子どもに対しては、北海道からの連携推進地域の指定による教育機関との連携はもとより、療育・発達支援、各種相談を担う西紋こども発達支援センター『すてっぷ』の活用や保育所などとの連携強化をさらに強めてまいります。

また、昨年10月には、町内において民間事業者による地域活動支援センターが開設され、障がい者が生きがいを持ち、さまざまな活動により日中の活動拠点として確立しております。今後のさらなる町内障がい者福祉の充実につながる要素が大きいことから、運営にあたっては全面的に支援してまいります。

●社会保障制度の充実

年金、医療、介護などで構成される社会保障制度は、国民生活の安心と安定のために、欠くことのできないセーフティーネットになっております。

国民健康保険は、財政運営の責任主体である北海道や関係機関と連携し健全な財政運営に取り組むとともに、効率的かつきめ細かな事業を行い地域医療の確保と町民の健康増進に努めてまいります。また、保険者インセティブの指標でもある特定健診受診率の向上や重症化予防の促進を図り、医療費抑制と健康づくりを推進してまいります。

国民健康保険税は、北海道において、道内市町村の保険税率統一化が推進されていることから、加入者負担の適正化や収納率向上を図り、将来的な財政負担に向けた財源確保や賦課方式改正の検討を進めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」にもとづき、事業の推進と適正な保険給付に努めるとともに、高齢者が健康で生きがいを持って地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実とともに、認知症施策推進や重症化予防など事業への取組みを進めてまいります。

また、低所得者の自立支援については、引き続き民生児童委員や社会福祉協議会、社会福祉事務出張所などとの連携のもと、相談・支援を継続してまいります。

国民年金制度については、日本年金機構との協力体制および情報連携の強化を図りながら、適切な運用に努めているところであり、年金生活者支援給付金制度のほか、各種免除制度などについて、対象となる町民の皆さんに不利益が生じないように、分かりやすい制度周知と窓口サービスの向上に努めてまいります。

4 快適感を満たす環境のまち

◎環境の保全

本町の恵まれた自然環境は、国土保全に大きく貢献し、地域産業を支える財産でもあり、この環境を守り次世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であります。政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル(脱炭素社会)」の実現を目指すことを宣言し、国内外でさまざまな取組が進められている中、本町においても、改めて町民や事業者、行政が環境問題の重要性を強く認識し、持続可能な社会を形成していくことが必要と考えております。

環境保全に直結するごみ処理については、本年4月から一般廃棄物の一部(年間120トン)を西紋別地区広域ごみ処理センターに搬出処理することとなり、これにより、長年の懸案事項でありましたごみ処理広域化への第一歩を踏み出すこととなりました。ただし、最終処分場の埋立処理延命化については、抜本的な問題解決に至っておらず、今後もさらにごみの減量化とリサイクルを確実に推し進め、環境負荷の低減に努める必要があるものと考えております。このため本年度は、旧焼却処理場の敷地に資源ごみ分別保管倉庫を整備するとともに、生ごみについては、農業法人への委託による地域内循環処理を継続してまいります。また、町民一人ひとりの分別マナーの徹底がリサイクル促進に大きく寄与することから、これらの普及啓発にもより一層取り組んでまいります。さらには、本年4月に施行されるプラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律の動向を注視し、プラスチックごみなどの効果的な分別方法の研究にも努めてまいります。

公共下水道処理区域外のし尿・生活排水の処理については、引き続き合併処理浄化槽設置および維持管理に対する補助制度により、生活環境と公共水域の保全を図ってまいります。

雄武斎場の火葬炉設備については、供用開始から30年が経過し、火葬業務に支障を来すおそれがあるため、本年度、新型炉への入替工事を実施し、万全な設備環境を構築してまいります。また、昨年4月に供用を開始した雄武町合葬墓については、一定の利用実績が見られ、問い合わせなども多いことから、今後も適切な施設管理と窓口対応に努めてまいります。

●交通体系の整備

社会基盤の根幹をなす道路は、町民の生活を支え、地域産業の振興に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、これまでも計画的に必要な施策を講じてきたところでありますが、町民から寄せられる要望を含め道路施設の老朽化対策や維持管理の問題は、年々増加してきているところであります。

このような状況の中、すべてに対して対策を講じることは、本町の財政状況のもとでは厳しいものであることから、本年度においても緊急性や必要性和ともに、事業効果などを十分に勘案した上で優先順位を定めて、計画的な道路整備を推進してまいります。

本年度につきましては、令和3年度に引き続き、橋梁長寿命化修繕計画にもとづく橋梁修繕と町道の整備を実施していくとともに、道路付属施設の点検、調査設計および修繕を実施することにより、道路利用者の安全・安心な通行の確保に努めてまいります。

また、既存施設の良い維持管理や冬期間における道路利用者の安全確保を図るため、引き続き民間に事業の一部を委託し、維持管理体制の充実に努めてまいります。

国道238号においては、上沢木地区から雄武市街地までの区間の防雪対策の推進が求められておりますので、主要道道美深雄武線における拡幅の未整備区間の早期完成と合わせ、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

路線バスを取り巻く情勢は、過疎化による人口減少やマイカーの普及などの要因による利用者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに利用者が大幅に減少し、バス事業者の経営内容は一段と厳しい状況にあります。このため、生活交通路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきておりますが、今後は、高齢者の運転免許の返納も増加していく状況の中で、通学や通院、買い物など、町民の生活を支える交通手段の確保は、一層重要性を増してきておりますので、引き続き路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、地域の重要な空港であるオホーツク紋別空港についても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けておりますが、東京直行便の通年運航を維持するためには、さらなる搭乗率の向上と首都圏からの交流人口の拡大を図る必要があることから、オホーツク紋別空港利用促進助成事業を継続するとともに、オホーツク紋別空港利用・整備促進期成会による利用促進事業の取組みについても推進してまいります。

●上・下水道の整備

水道は、町民の日常生活や産業活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって、安全・安心な水を安定供給していくことが必要であります。そして、この快適な生活環境を次の世代につなぎ、より魅力ある郷土にするための各種施策を進めてまいります。

簡易水道事業においては、本年度も引き続き雄武地区の老朽配水管更新工事を実施するとともに、有収率向上を目的とした漏水調査を継続して実施することで、漏水事故の防止と水道水の安定供給に取り組んでまいります。

また、令和3年度に引き続き浄水場の安定稼働を図るため、施設の機器更新工事を実

施するとともに、施設の維持管理と機能保持の強化に取り組んでまいります。

給水人口の減少などによって料金収入が減少傾向にある中、ますます経営状況が厳しくなっていくことが予想されることから、経費の節減に努め効率的な事業運営に取り組んでまいります。

快適な生活環境の維持や公共水域の水質保全を目的として実施している公共下水道事業においては、水洗化の普及促進を図るため、広報活動を通じ補助金制度や資金貸付制度について、周知をしてまいります。

また、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しつつ、計画的、効率的に管理するストックマネジメント計画にもとづき、雄武浄化センターおよびマンホール蓋の改築更新工事を実施するとともに、令和５年度から令和９年度までの５か年分の新たなストックマネジメント計画を策定してまいります。

さらには、雄武浄化センターし尿受入施設の供用開始に伴い、興部町にある西紋別地区環境衛生センターが不要となったため、本年度から施設の解体工事を実施してまいります。

また、簡易水道事業および公共下水道事業については、令和６年度からの地方公営企業法適用化へ向け、令和３年度に引き続き事業を実施してまいります。

●住環境の整備

住環境を取り巻く情勢は、少子高齢化および人口減少により、空家などの増加が進んでいる一方で、需要が発生した場合に対する適切な住宅の不足が大きな課題となっており、人と住宅を適切につなぎ合わせ、安全・安心に暮らせる住環境づくりのため、良質な住宅の供給と既存建築物の活用の促進が求められております。

このため、公営住宅などの整備については、公営住宅長寿命化計画にもとづき実施しておりますが、令和３年度に引き続き潮見団地の２棟目建設と既存の公営住宅の解体を実施するとともに、既存住環境施設の活用推進を図るため、サンライズビレッジ３棟１２戸の給水給湯管などの改修工事を実施してまいります。

各種町営住宅では、住宅不足解消のため繰越事業で勤労者住宅１棟６戸を追加整備するとともに、民間の資金や能力を活用するＰＦＩ方式の導入について調査検討を継続し、効率的かつ効果的な住宅の供給を目指します。

また、民間によるアパート建設を促進するため令和２年度に創設した民間賃貸住宅建設促進補助制度の活用促進を図るとともに、町内の住宅需要を考慮し、令和５年度以降の民間賃貸住宅建設促進補助制度の必要性について判断することといたします。

また、町民が安心して快適に暮らし続けられる定住および住環境整備に資する支援である雄武町快適住まいづくり促進制度について、引き続き啓蒙とその活用について推進してまいります。

空家などの問題については、全国的に人口減少の影響から適切に管理されていない空家などが増加しており、本町においても同様であり、安全性の低下、公衆衛生の悪化並びに景観阻害などの問題を生じさせておりますので、空家などの利活用および除却の推進に向けた取組を進めているところでありますが、本年度については、空家などの台帳

更新と空家など対策協議会において問題解決に向けた制度の構築を進めてまいります。

公園や緑地については、健康づくりや憩いの場、また、レクリエーションの場として、さらには、災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

これら施設について、利用者に安全・安心で快適に利用していただくために、都市公園においては、旭日公園と宮の森公園の老朽化した施設について適切な維持管理を実施してまいります。

また、他の公園についても、日常の管理点検と遊具などの施設修繕などを実施し、公園および緑地環境の充実に努めてまいります

●消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のため、組織力と機動力を最大限に発揮し、大規模で多様化する各種災害に迅速・的確に対応するため、広域的な消防相互応援の即応体制充実と防災関係機関との連携強化を図るとともに、実災害に即した各種訓練・検証を重ね、消防活動体制および災害対応力の充実強化に努めてまいります。

また、災害出動時には、迅速な対応ができるように地域に密着している消防団並びに関係機関との連携を一層強くするとともに、地域住民の防火意識の啓蒙、啓発に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、職場内における感染予防対策を徹底し、いかなる時にも業務を継続できる体制の維持確保に努めてまいります。

また、高度化する救急業務の質を確保するため、救急救命士を中心とした指導体制の充実強化を図るとともに、救急救命士を計画的に養成し、救急業務高度化の推進に努めてまいります。

火災予防対策については、多様化する事業所形態に対し、消防用設備などの効果的な設置と適切な維持管理を推進するとともに、防火管理体制の充実強化を図り、事業所の防火安全対策に努めてまいります。また、本年は昭和47年に発生した大火から50年となりますので、各種啓発活動などを通じて、二度と同様の災害が発生しないように、改めて防火対策に関する意識や知識の向上に努めてまいります。

大規模地震や記録的な豪雨災害が、毎年のように全国各地で発生しております。幸いにも本町では、しばらくの間、人的被害を伴う災害の発生はありませんが、決して油断をしてはならず、いつ起こるか予測できない災害に対しては、いかに被害を最小限にとどめるかという「減災」の視点に加え、感染症流行下での災害対策をどのように講じるのか、といった視点も大変重要になってきております。

このため、昨年5月に国や北海道、自衛隊、気象台、警察および消防などの関係機関とで組織する新たな地域防災会議委員を任命し、防災計画本体の見直しのほか、避難所運営マニュアルやBCP（業務継続計画）など、最新の動向を踏まえた計画づくりを進めており、また、ハード面では、昨年10月に災害備蓄倉庫の整備を完了し、各種備蓄資機材の充実に努めているところであります。

そして、何よりも、町民各自で備える「自助」、地域で共に助け合う「共助」、公的機関が行う「公助」について、それぞれが役割を認識し、機能し合うことが重要でありますので、町民や職員に対する防災訓練などの機会を通じて避難行動や避難所運営体験の場を設けると

ともに、自主防災組織の設置促進を重点課題として、自治会に対して具体的な呼びかけを行ってまいります。

災害や緊急事態発生時の情報伝達については、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と同報系防災行政無線放送による伝達を基本とし、緊急速報メールや町公式ホームページ、ＳＮＳ、広報車両などを活用することとしておりますが、情報伝達手段のさらなる多重化が課題となっていることから、戸別受信機などによる補完策について、検討を進めてまいります。

●防犯・交通安全の推進

本町の昨年の犯罪発生件数は８件で、前年比７件の増となりました。全国的に特殊詐欺による被害は減少傾向にあるものの、依然として横行し手口も巧妙化しており、昨年は残念なことに、町内でも特殊詐欺被害が発生しております。このため、警察や関係団体との連携を強化し、高齢者などを対象とした啓発活動を展開するとともに、防犯用電話録音装置の購入助成事業を継続実施してまいります。

また、町内河川の河口付近においては、一部の心ない釣り人による迷惑行為が後を絶たず、引き続き警察や地域住民と協議しながら、効果的な対策を講じていきたいと考えております。

本町の昨年の交通事故は、人身事故が１件（死者数０人、傷者数１人）で前年比１件の減、物損事故が７４件で前年比１９件の増となりました。

また、町外において町民が命を落とすという大変痛ましい事故が２件発生しております。現在、「交通死亡事故ゼロ目標２０００日の達成」をスローガンに交通安全運動を実施しているところであり、本年は２０００日の到達日（令和４年１２月１３日）を迎える年となります。引き続き交通安全団体や警察と緊密に連携し、この目標が達成できるよう地域ぐるみで粘り強く各種啓発活動を展開してまいります。

●情報通信網の整備・充実

高度情報化社会の進展に伴い、情報通信技術（ＩＣＴ）は日進月歩で進化を遂げており、社会経済活動のさまざまな分野で、その活用が図られております。国においては、昨年９月にデジタル庁を設置したところであり、今後、強力にデジタル社会の推進を図っていくものと考えられますので、その流れに乗り遅れることのように、情報収集を行うとともにデジタル化に対応できる人材の育成にも努めてまいります。

また、インターネットについては、今や生活に欠かすことのできない情報取得の手段であることから、カバーエリアにも留意しながら、町民にとって身近で利用しやすい情報共有のツールとして、さらなる充実を図ってまいります。

高度情報化社会では、さまざまな情報にアクセスしやすくなったことから、生活は非常に便利になりましたが、一方で官公庁や民間企業などによる個人情報流出事案や標的型攻撃などのサイバー攻撃による被害も発生していることから、本町においても個人情報保護のため、令和３年度に整備しました情報セキュリティポリシーやマイナンバー事務に関する取り扱いマニュアルにより、引き続き情報資産などの適正管理や厳格な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

国は、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現を目指し、その基盤となるマイナンバーカードの普及を進めております。本町では、マイナンバーカード交付円滑化計画にもとづき、カードの申請や受け取りなどに際し、夜間窓口や出張窓口を開設し普及促進に努めております。今後さらに町民全体に普及が広がることで、マイナンバーカードを利用した町独自のサービスの導入にもつながることから、さらなる普及に向けた町民周知や窓口対応の充実に取り組んでまいります。

以上、令和4年度の行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

新型コロナウイルス感染症の第6波の拡大が続いている中で、令和4年度においても、いつ収束するのか見通しが立たない状況にありますが、第3回目の新型コロナウイルスワクチン接種が順調に進んでおり、ある程度の時期には収束の方向に向かっていくのではないかと考え、今後は新型コロナウイルス感染症の予防対策と経済対策を両立して町政運営を図っていかねばならないと考えております。

コロナ禍による「新しい生活様式」の中で、町民とともに自律共助の精神でまちの未来の姿を描き、町政を着実に進め、町民一人ひとりが幸せと感じられる「まちづくり」を押し進め、「郷土愛を育み未来に夢と希望の持てるまちづくり」に職員とともに、果敢に取り組んでまいりますので、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、行政執行方針といたします。

達成感から学ぶ教育のまち・雄武 ～教育文化の振興と拠点づくり～

教育行政執行方針



教育長 豊田 通敏

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代となってきたと言われる中、新型コロナウイルス感染症の寄せては返す波のような流行に私たちは翻弄され、あらゆる物事の価値観が変わり、いままでの常識が非常識になるなど、ウィズコロナ、ポストコロナ時代のニューノーマル（新しい常識）への移行が進んでいます。

このような社会背景に未来を担っていく子どもたち一人ひとりに夢と志を持ち、可能性に挑戦する力と社会の持続的な発展を牽引していく力を身につけさせるため、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら自立した人間として主体的に社会に関わり、持続可能な社会の創り手となることができるような資質・能力を育成していくことが求められます。

そのために学校教育では、新型コロナウイルス感染症に対応した「学校の新しい生活様式」による感染症対策の徹底と、「学びの保障・継続」に必要な環境整備を図りながらICT機器の有効活用に努め、新学習指導要領に基づいた「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点による授業改善を展開するとともに、社会に開かれつながる教育の実現に向けて取り組むことが重要です。

また、生涯学習においては、ウィズコロナ、ポストコロナ時代という新たな変化や課題を踏まえて、高齢者から子どもまで、町民一人ひとりが自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるためにも情報化社会においてあふれる情報を適切に判断する力を養い、それぞれのライフステージに応じた主体的な学習活動を通じて創造性を高め、豊かな感性を養い、その学びの成果を生かすことができるよう誰もが学びを続けられる学習環境の充実を図ることが重要です。

これらの社会情勢の変化や教育改革を受け、教育委員会では、雄武町の全体教育目標である「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」の具現化に向けて、第6期雄武町総合計画における「達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～」を政策基調に、効果的かつ効率的に施策の推進を図ってまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

●学校教育の充実

学校教育におきましては、新学習指導要領が、小学校では令和2年度に、中学校では令和3年度に、そして、高校では本年度から実施され、「深い学び」が小・中・高校へとつながることになります。

新学習指導要領は、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むため、学校と社会が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して学校、家庭、地域の関係者が幅広く活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことが求められています。

そのため、この新学習指導要領では、学校教育が長年その育成を目指してきた“「生きる力」を育む“を改めて捉え直し、これまで継続してきた「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の育成を総合的に捉え、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力・人間性など」という育成すべき資質・能力を三つの柱で整理し、構造化しております。

「知識・技能」の育成については、知識の質と量が学力のベースになっていた従来とは異なり、今後の教育では知識・技能を持つだけではなく、それを自在に自分らしく使いこなせるところまでを目指し、「何を知っているか」だけでなく、その知識を使って「何ができるか」「どのように問題解決を成し遂げるか」までを学力とみなすこととなります。

このため、「カリキュラム・マネジメント」による教育課程を軸とした学校教育の改善・充実を図るため、全国学力・学習状況調査結果やチャレンジテストなどを活用しながら、学校における学力向上のさまざまな取組を進め、成果や課題について分析を行うとともに、学習規律の徹底を図るなど、個に応じたきめ細かな学習指導の改善と充実に努めてまいります。

また、グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力はさまざまな場面で求められることが想定されるため、外国語指導助手による保育所、小・中・高校の巡回指導を継続し、その能力向上を推進してまいります。

「思考力・判断力・表現力等」の育成については、自らの考えを言葉にする力や文章を読み解く力、会話などから他者の思考を正確に理解する力などのコミュニケーションの基礎となる資質を育成するため読書を推進してまいります。

また、これらの力を基に、教員が一方的に教え込む授業から、生徒同士が学び合う授業への転換を推し進め、問題や課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びといった学習形態とし、対話や議論を通じて協力しながら問題を解決していく能力の育成へとつなげてまいります。

「学びに向かう力・人間性等」の育成については、子どもたちがよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくために、主体的に学習に取り組む姿勢も含めた学びに向かう力や自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する意識などの資質・能力を育成することが求められております。

これらの育成において、「G I G Aスクール構想」により整備した児童生徒1人1台のタブレット型パソコンを活用した探求学習やプロジェクト学習などが展開されるよう、日常的に教員や児童生徒がICT機器を活用できる環境づくり、学習や授業を支援するアプリケーションソフトの効果的な活用、学校ICT支援員の配置、各種教職員研修の充実などを推進してまいります。

児童生徒の心のケアの取組については、学校生活における児童生徒の意欲や満足感および学級集団を測定するQ Uテストを実施し、不登校になる可能性がある児童生徒の早期発見、いじめの発生・深刻化の予防など、学級経営の向上を目指しての指導効果の評価・検証に活用してまいります。

また、教育相談員を継続配置するとともに、スクールカウンセラーや保健福祉部門との連携も図りながら、適切に推進してまいります。

児童生徒に義務教育段階を修了するまでに育成を目指す資質・能力を確実に身に付けさせるためには、義務教育9年間を通じて知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するために効果的な学習過程を明確化し、高校教育などのその後の学びに円滑に接続させていくことが求められております。

そのため本町においては、町内すべての学校と教育委員会事務局で組織する雄武町学校教育振興推進協議会の小中高連携委員会による取組として、教職員の異校種への授業参観や乗り入れ授業交流などを継続的に実施するほか、将来的な視点から、本町にふさわしい学校教育システムの構築に向けて調査研究を進め、その目指す方向を固めてまいります。

特別支援教育については、今後、「児童生徒同士の理解」「保護者の理解」「教職員の理解」「社会の理解」などを一層深めていく必要があり、そのためには、個別の教育指導計画と支援計画を作成し、学校、家庭、関係機関が連携を図り、適切な指導・支援を行わなければなりません。さらに、学校における通常学級と特別支援学級との交流学习などにおいて、「個」を理解する丁寧な指導や継続的な取組を行うなど、いろいろな工夫のもとで学んでいくことが大切です。

年々、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にありますので、雄武小学校および中学校に特別支援教育支援員を引き続き配置し、特別支援学級および通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒に生活や学習の支援に努めるとともに、障がいの有無に関わりなく適切な配慮を受けながら、みんなで一緒に学ぶことができるインクルーシブ教育の理念を大切に、特別支援教育連携協議会や教育支援委員会と連携しながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行ってまいります。

教育環境の整備については、町内の学校施設は、校舎や設備の老朽化が顕著であり、中長期的な視点で総合的に整備・改修を進める必要があることから、「雄武町教育施設長寿命化計画」に基づく整備を進めるとともに、文教施設の基本的な方向性について調査・検討を進め、子どもたちの安全・安心を確保し、快適な学校生活が送れるよう努めてまいります。

小中学校の教育用備品については、確かな学力をより効果的に育成するため、日々の

授業などに支障をきたすことのないよう所要の整備を図るとともに、活字に触れる機会が減少している状況を踏まえ、各学校において読書活動の取組を活発に実施していることから学校図書の実充を図ってまいります。

教職員の資質、指導力の向上のためには、教育に対する強い情熱や使命感、豊かな人間性や社会性、高い指導力などの専門性を身に付けることが求められています。

このため、北海道教育委員会が開催する教職員研修や各種教育団体が主催する研究会・研修会への教職員の参加を奨励するとともに、各学校の学習指導方法の改善などの取組を支援します。

また、校内研究・校内研修を計画的に進め、公開授業や公開研究会を行うなどして広く意見を求め、改善を積み重ねることにより、教職員の資質や指導力の向上に努めてまいります。

学校における働き方改革については、「学校における働き方改革 雄武町アクション・プラン」に基づき各学校で取組を進めておりますが、新学習指導要領の全面実施における新たな教育課題、増大する授業時数やコロナ禍における対応などにより、学校では教員の勤務時間数削減との両立は非常に困難な状況にあります。

働き方改革は、決して勤務時間削減が目的ではなく、仕事の成果と質を維持しながら、減少していく労働時間を効果的・効率的に使うことでありますので、学校職員全員で知恵を出し合い、行動改革および意識改革を行ったうえで取り進めることが重要です。

これまで、小中学校における通知表については、学期ごとの年3回実施していましたが、本年度から前期（4月から9月）、後期（10月から3月）の年2回の評価に変更し、学校行事の分散化や評価する期間を十分に確保することにより、児童生徒、教職員の負担軽減や学校行事などとの繁忙期の平準化を進めてまいります。

このほか、校務支援システムによる業務の効率化、勤怠システムによる客観的な在校時間の把握、全教職員に対するストレスチェックに加えて、メンタルヘルスに関する専門機関への相談窓口を通年化するなど、健康面に配慮しながら教員が児童生徒と向き合う時間をより確保するため、町内小中学校教職員の業務改善および学校の運営体制の効果的な強化・充実に向けた取組を支援してまいります。

開かれた学校づくりの推進については、学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するために、児童生徒を中心に捉え地域の声を活かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携した取組を一層充実させていくことが重要です。

このことを踏まえ、学校においては、参観日や学校行事を積極的に公開するとともに、ホームページや学校だよりを通して情報の発信に努め、「外から見える学校づくり」を推進してまいります。教育委員会としても町の広報媒体を通じて、教育行政や学校の教育活動を積極的に、家庭・地域へ発信してまいります。

また、学校と地域がパートナーとして連携・協働する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を活性化させて、学校運営の改善と充実、信頼される学校づくりを推進するとともに、町民ボランティアなどによる本の読み聞かせをはじめ、柔道やスキー授業の指導などの学校支援活動の実充を図り、地域住民と連携を深めたコミュニティ活動の

実践を通じて、地域全体で子どもたちを守り育てる「地域とともにある社会に開かれた学校」を目指してまいります。

雄武高校に対する支援については、本町で初等教育から中等教育まで学べる環境を維持することは、子育て支援のみならずまちづくり・人づくりの観点からも重要であり、町内唯一の後期中等教育機関として、なくすることはできない学校であることから、これまで実施してきた入学生徒に対する各種助成制度や、生徒1人1台へのタブレット機器の貸与を継続し、生徒の学習意欲の向上と充実した学校生活のための支援および保護者への経済的負担の軽減を図るとともに、雄武高等学校存続対策協議会や高校およびその生徒との意見交換などによる連携を深めながら、地元の高校として生徒が誇りと自信をもって修学できる魅力ある高校づくりに努めてまいります。

学校給食については、心身ともに成長発達の途上にある児童生徒が、毎日を健康でいきいきと生活できるようにするために、食事、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につける必要があることを伝えるねらいがあります。

そのためには、給食を通して、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、栄養教諭を中心とした食育の推進に取り組んでまいります。

また、子どもたちへ「ふるさと雄武の食」を伝えられるよう、地域の恵まれた地元食材を多く活用しながら、栄養バランスに配慮した美味しい給食を提供してまいります。

食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、できる限り個々に配慮した献立の作成に取り組むとともに、調理業務の民間委託により引き続き衛生管理基準などに基づいた安全・安心な給食提供に努めてまいります。

●生涯学習・生涯スポーツの推進

日本は、超長寿社会を迎え、人生100年時代へと向かっていると言われ、一人ひとりがその可能性を最大限に引き出し、豊かな人生を送ることができるよう、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められております。また、情報技術の発展による新しい時代の学びの在り方も取り入れながら、すべての町民が生きがいを持ち、潤いのある心豊かな生活を送ることのできる環境づくりのため、第9次雄武町社会教育中期計画に基づき、「生涯にわたる学び」「地域における学び」「ともに生きる学び」の観点から、「生涯にわたる全ての学び人を支える社会教育の推進」に努めてまいります。

社会教育活動の充実については、個々の学習ニーズが多様化している現状を踏まえ、学習の機会や方法と併せて、学びに必要な学習情報の発信に努めてまいります。

これまで多くの町民が参加し活発に行われてきております団体やサークル活動については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による「新北海道スタイル」による新しい生活様式を取り入れ、活動の継続、支援を展開してまいります。

また、各地区で開設している女性学級や子ども育成会などに対し引き続き支援・育成を行うとともに、新たな学習ニーズに対応した「学級・講座」の開設を進めてまいります。

家庭教育については、すべての教育の出発点であると言われ、PTAと連携を図り、

家庭教育学級や講演会を実施してまいります。

青少年教育については、未来を担う子どもたちのために、武雄市との児童交流事業を引き続き実施することとし、学校との連携・強化をより強め、多種多様な体験活動の取組を通して、子どもたちの自立に必要な学びの充実を図ります。

成人・高齢者教育では、多様な学習機会の支援として「町民大学」「生きがい大学」などを実施してまいります。

町民の学びの拠点である図書館においては、コロナ禍においても、町民への情報提供、地域の歴史を守る役割、地域の文化を育てる機能、地域の記憶を次世代へと継承するという図書館の使命を果たしながら、安全安心な図書館運営を図り、魅力あふれる講演、幅広い世代を対象としたワークショップ、知的好奇心を高める多種多様な企画展示などさまざまな形で学びの機会を提供し、これまで以上に親しまれる図書館の運営に努めてまいります。

図書館に親しみを持つきっかけづくりとなる講演会・ワークショップなどについては、これまでの対面型のイベントに加え、オンラインによるリモート実施も併用したハイブリッド型や地域の個人、団体、企業と共同したイベントの実施など、町の情報拠点としての機能を高めてまいります。

子どもの自主的な読書活動は、読解力や想像力、思考力、表現力などを身につけるとともに、多くの知識を得ることや多様な文化を理解することができることから第3次子どもの読書活動推進計画に基づき、家庭・学校・地域・図書館などが連携・協力した取組を進めるとともに、学校図書室と図書館が有機的な連携を促進させ、子どもたちに読書の魅力を伝えてまいります。

スポーツや健康に取り組むことは、町民の健やかな生活を支える基盤となります。誰もが生涯にわたり、スポーツを通じて健康で生きがいを得る学びを普及させるため、地域スポーツ振興の推進役でありますスポーツ推進委員と、より一層の連携を図りながら、新たなスポーツの普及や各種スポーツ事業の充実にも努め、本町の生涯スポーツを推進してまいります。

また、屋内スポーツ施設として親しまれているスポーツセンターについては、老朽化しているトレーニング機器のリニューアルを行い、健康の増進、スポーツパフォーマンスの向上など、施設機能の充実を図ってまいります。

本町のスポーツ団体であるスポーツ少年団やスポーツ協会においては、各団体が自主的に活動を行い、各種大会の開催や会員相互の交流などにより、自己研鑽を積むことで、地域の活性化につながる大きな力となっていることから、支援を継続するとともに、雄武町の代表として全道・全国大会に出場する選手に出場経費の一部補助の支援を引き続き行ってまいります。

雄武町が奨励するスポーツとして位置付けております「ブルームボール」については、小学生を対象に学社融合ブルームボール教室を開催し、普及・促進に努めてまいります。

芸術・文化活動の充実については、町民の豊かな情操を培い、豊かな感性を育むことが大切なことであり、そのためには、芸術文化を身近に感じ、触れることで、郷土に根ざし

た心豊かな町民文化の学びの推進を図ってまいります。

芸術鑑賞の機会としては、文化講演会・芸術鑑賞会、町民文化祭などの鑑賞機会の拡充を図るとともに、文化連盟やサークル活動の促進を支援し、また、雄武町代表として全道・全国大会へ出場する経費の補助を継続することで、町民の芸術文化に対する活動を支援してまいります。

また、郷土の歴史や風土から形成された文化財は、貴重な遺産であり、後世に継承されるものであります。地域資料については図書館において、本町の歴史を記録・保存していくため関係資料を収集し、展示などを通じて町民が地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供し、郷土に関する知識の醸成を図ってまいります。

以上、令和4年度の教育行政の執行にあたり、基本方針について申し上げます。

雄武町の持続可能で活力ある発展のため、子どもたちがその個性を伸ばし、自らの力で明るい未来を切り拓いていくことができるよう、家庭、学校、地域が総ぐるみで子どもたちの学びを支える体制を整えるとともに、町民一人ひとりがいきいきと豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて、教育行政を力強く進めてまいりますので、町民の皆さま、町議会議員の皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。



海・山・人 ひびきあう町
オホーツク
雄武町



雄武町民憲章（町民の誓い）

雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生かし、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、―すこやかに、なごやかに、まめやかに― 励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

- 一、自然を生かし、住みよい環境をつくります。
- 一、きまりを守り、明るい社会をつくります。
- 一、ともに助け合い、楽しい職場をつくります。
- 一、元気に働き、豊かな家庭をつくります。
- 一、希望に生き、たくましい雄武町民となります。

昭和四十六年三月十九日制定